

車両乗り上げブロック 撤去のお願い

市道等にブロックや鉄板等を設置することは
道路法43条により禁止されています。

歩行者や自転車・バイクの転倒事故が発生した際、設置者が損害賠償責任を問われる場合があります。

また、水の流れを妨げ雨天時等は水溜りの発生原因になることもあります。現在設置されている場合は、**すみやかに撤去してください。**

また、緊急性のある場合は道路管理者の権限により撤去させていただく可能性があります。

段差を解消したい場合は？

道路法24条に基づく「市道工事施工承認申請」手続きにより、自己負担で歩道部分や縁石などの切り下げ工事を行うことができます。詳しくは都市整備課までご相談ください。

